

## エグゼクティブ・サマリー

◆ 本号の構成 本ニューズレターは2部構成です。第1部「紛争解決の実践」では、インドの主要な紛争解決制度（仲裁・調停・商業裁判所・破産処理）を実務の視点から整理し、契約交渉の段階でどう選ぶかを具体的に解説します。第2部「社会・文化・経済的背景」は、制度の「なぜ」を理解するための背景情報です。前近代の慣習的紛争解決から植民地期の法典化、独立後の規制国家期、1991年の自由化改革、産業クラスターの構造、都市部ビジネスパーソンの日常、そして米中印を軸としつつ EU・英国との FTA にも及ぶ国際関係までを取り上げます。

◆ 重要なテイクアウェイ 仲裁が商業紛争解決の主流 1996年仲裁・調停法（UNCITRALモデル法準拠）が基盤。日本企業は「インド法準拠+シンガポール seat+SIAC」を標準とすることが多いが、MCIA・DIAC等のインド国内の機関も急成長し、選択肢は着実に広がっている。仲裁地（seat）の選択は「監督裁判所の選択」であり、仲裁機関の選択とは別の判断である。ムンバイ・デリーの両高等法院は商事部門の整備が進み、保全・仲裁人選任の申立ては3〜4週間程度で処理される。他方、取消し・執行の局面では依然として時間を要する。調停は制度整備が先行、実務の定着はこれから 2023年メディエーション法は段階的施行にとどまり、実務の担い手は最高裁判所・全25高等裁判所の附属調停センターである。複雑な商事紛争での定着はなお途上にある。訴訟遅延は今も構造的課題、しかし改善途上 商業裁判所法（2015年）・破産法 IBC（2016年）により専門処理が進むが、植民地期以来のバックログ問題は解消していない。制度の背景は歴史・経済・地政学と不可分 前近代の慣習的解決文化、英国による法典輸出モデル、独立後の規制国家期からの転換、そして米中印という大国間関係の力学を理解することが、制度を使いこなす鍵となる。

## 第1部 紛争解決の実践

## インドの紛争解決制度の最前線

## ——コモン・ロー基盤のハイブリッド構造と「インド+シンガポール」戦略

インドでビジネスを行う日本企業にとって、紛争が生じた際にどの解決手段を選ぶかは、契約交渉の段階からすでに重要な戦略的判断となる。インドの紛争解決制度は、植民地期由来のコモン・ロー的商業法の基盤の上に、1991年の経済自由化以降の仲裁・調停（ADR）推進が重なった、いわば「ハイブリッド構造」として理解するのが実務上有用である。本稿では、海外企業（特に日系企業）がインド国内における取引から生じる紛争を解決する際に現実的に利用可能な制度を、(1)仲裁、(2)調停、(3)商業裁判所・破産処理という3つの層に整理して概観する。

## 1. 仲裁制度——商業紛争解決の主流

インドの現代的な仲裁制度の基盤は、1996年に制定された仲裁・調停法（Arbitration and Conciliation Act）である。同法は UNCITRAL モデル法をほぼ全面的に採用した画期的な法律であり、国内・国際商事仲裁を統一的に規律し、裁判所の介入を最小化し、仲裁判断の執行を容易にした。仲裁の歴史的ルーツそのものは、1772年のベンガル規則（Bengal Regulation）にまで遡るとされるが、ビジネス紛争解決における仲裁の実質的な普及は、1991年の経済自由化（FDI 開放、ライセンス・ラージ撤廃）以降に進んだものである。

## 1-1. 前提の整理——準拠法・仲裁地・仲裁機関は別個の選択である

紛争解決条項を設計するとき、最初に切り分けておきたい概念が三つある。契約の準拠法、仲裁地（seat）、そして仲裁機関である。三つはそれぞれ決めている内容が異なり、しかも互いに独立

に選ぶことができる。一つを決めても、残りの二つは決まらない。

契約の準拠法とは、契約の成立・解釈・履行・救済といった当事者間の権利義務そのものを規律する法である。もっとも、その役割は補助的なものととどまる。ビジネス契約の領域では契約自由の原則が広く認められており、当事者間の権利義務を第一次的に決めるのは契約書の文言だからである。準拠法が働くのは、契約に定めのない事項を任意規定で補い、文言の解釈準則を与え、そして当事者の合意によっても排除できない強行法規の枠を画するという場面であって、契約を精緻に作り込むほどその出番は小さくなる。選び方としても、取引活動の重心が置かれる場所の法——履行地、目的物や資産の所在地、当事者の本拠から見て、その取引の実態に最も近い法域の法——を指定するのが通常である。

日系企業のインド進出では、現地法人の設立にせよ、インド国内での製造・販売にせよ、インド企業との合弁・供給契約にせよ、履行地も資産も相手方もインドにあることがほとんどである。したがってインド法を準拠法とするのが通常であり、インド側にとっても受け入れやすい。インド契約法（1872 年）はコモン・ローを基盤とする成文法であり、日本企業にとって内容を把握しにくい法ではない。なお、外国為替管理法（FEMA）、競争法、労働法、印紙税といったインドの強行法規は、準拠法をどこの法としてもインド国内の取引に適用される。準拠法の選択は契約解釈のルールを選ぶものであって、インド法の規律そのものから離脱する手段ではない。

以上の準拠法に対し、仲裁条項に固有の選択が仲裁地（seat）と仲裁機関である。実務では「SIAC で仲裁する」「MCIA で仲裁する」というように機関名だけで語られることが多いが、機関名は仲裁条項が決めるべき事柄の半分しか表していない。この二つも決めている内容がまったく異なり、それぞれ独立に選ぶことができる。

仲裁地（seat）は、その仲裁がどの国の仲裁法に服し、どの国の裁判所の監督を受けるかを定める法的な概念である。仲裁地をシンガポールと定めれば、手続にはシンガポールの仲裁法が適用され、仲裁人の忌避や仲裁判断の取消し（set aside）を扱うのはシンガポールの裁判所となり、下された判断は「シンガポールの仲裁判断」、すなわちインドから見れば外国仲裁判断として、ニューヨーク条約に基づいてインドで執行されることになる。これに対し仲裁地をインドと定めれば、1996 年法が適用され、監督権を持つのはインドの裁判所であり、仲裁判断はインドの「国内判断」として直接執行できる。つまり仲裁地の選択とは、「どの国の裁判所に手続の監督を委ねるか」、そして「仲裁判断が国内判断と外国判断のどちらとして扱われるか」を決める、紛争解決の骨格に関わる判断である。

これに対して仲裁機関は、手続を運営・管理するサービス提供者である。SIAC・ICC・MCIA といった機関は、自らの仲裁規則を提供し、仲裁人の選任、費用の預託と精算、期限の管理、書面のやり取りに関する事務などを担う。機関を選ぶということは「どの手続規則に従い、どの事務局に手続を運営させるか」を選ぶことであって、それ自体が監督裁判所を決めるわけではない。機関の所在地と仲裁地が一致している必要もない。

したがって両者は、原則として自由に組み合わせられる。シンガポールを仲裁地とし SIAC 規則を用いるという最も一般的な組み合わせのほか、インドを仲裁地としながら SIAC 規則を用いることも、シンガポールを仲裁地としながら MCIA 規則を用いることもできる。後者はコストと中立性を両立させる折衷案として実際に検討に値するものであり、1-6 で改めて取り上げる。ただし、機関規則の中には当事者の合意がない場合の既定の仲裁地を定めているものがあるため、典型から外れた組み合わせを設計するときほど、契約書に仲裁地を明示しておく必要がある。

さらに紛らわしいのが、第三の概念である審問地（venue）である。venue は審問を物理的にどこで開くかという便宜とコストの問題にすぎず、仲裁の法的な帰属を左右しない。仲裁地をシンガポールとしたまま、審問をムンバイや東京で、あるいはオンラインで行う設計は、実務上何ら問題なく機能する。インドの判例法理も seat と venue を明確に区別しており、この点はすでに確立し

ている。もっとも、契約書で「仲裁地」「place」「venue」といった語を定義せずに併用すると、どちらの意味かをめぐって争いが生じうる。条項では“The seat of the arbitration shall be Singapore”のように seat の語を明示し、審問地は別書きに分けるのが安全である。

| 概念         | 何を定めるか                                 | 選択肢の例と実務上の意味                                            |
|------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 契約の準拠法     | 当事者間の権利義務（契約の成立・解釈・履行・救済）を規律する法        | インド法／日本法／英国法など。契約自由の原則が広く働くため役割は補充的。日系企業のインド案件ではインド法が通常 |
| 仲裁地（seat）  | 手続に適用される仲裁法と、監督権を持つ裁判所。仲裁判断が国内判断か外国判断か | シンガポール／インド／東京など。執行ルートと取消訴訟の場が決まる、最も重い選択                 |
| 仲裁機関       | 適用される仲裁規則と、手続を運営する事務局                  | SIAC／ICC／JCAA／MCIA／DIAC など。コスト・スピード・相手方の受容度に影響          |
| 審問地（venue） | 審問を物理的に開催する場所                          | ムンバイ／東京／オンラインなど。法的効果はなく、利便性とコストの問題                      |

なお、仲裁を「国際仲裁」と「国内仲裁」に二分する言い方は広く使われているが、この二分法は仲裁地の話をしているのか機関の話をしているのかが曖昧になりやすい。本稿では混同を避けるため、仲裁地の軸を「海外 seat／インド seat」、機関の軸を「海外の仲裁機関／インド国内の仲裁機関」と呼び分けることにする。

#### 【実務メモ：なぜ仲裁が「第一の選択肢」になりやすいのか】

インド本土での訴訟に不安を感じる外国企業の多くが、契約書の紛争解決条項に仲裁を選ぶ最大の理由は、訴訟遅延の回避と執行の予測可能性にある。インドの裁判所は植民地期以来のバックログ（未決事件の山）という構造的課題を抱えており、これに対し仲裁は裁判所の介入が最小化された手続として設計されている。さらにインドは 1996 年法以降、ニューヨーク条約に基づく外国仲裁判断の執行可能性が高い法域として整備が進んでいる。日本企業を含む多くの外資系企業が、契約段階で「インド法を準拠法としつつ、仲裁地（seat）はシンガポール」とするハイブリッド契約を標準的に選択している点は、インド仲裁実務の特徴の一つである。

### 1-2. 機関の全体像——海外の仲裁機関とインド国内の仲裁機関

インド関連案件で使われる仲裁機関は、海外に拠点を置く機関と、インド国内に拠点を置く機関に分けて捉えると整理しやすい。ここで注意したいのは、これが「国際仲裁を扱う機関」と「国内仲裁を扱う機関」の区別ではないという点である。MCIA の正式名称が Mumbai Centre for International Arbitration であることに表れているとおり、インド国内の機関も国際仲裁を正面から取り扱っており、当事者の一方が外国企業である案件も、外国法を準拠法とする案件も、外国籍の仲裁人の選任も引き受ける。両者の違いは、機関の所在地と、それに伴う実績の厚み、コスト水準、そして当事者双方にとっての受け入れやすさにある。

海外の仲裁機関のうち、日本企業を含む国際・クロスボーダー紛争で最も多く選ばれているのは、SIAC（Singapore International Arbitration Centre、シンガポール国際仲裁センター）である。中立性が高く、手続が効率的で、経験豊富な仲裁人プールを持ち、インドでの執行実績も厚いことから、インド法を準拠法とし、シンガポールを仲裁地、SIAC を仲裁機関とする組み合わせが事実上の標準となっている。これに次ぐ選択肢として、日本企業に馴染みの深い JCAA（日本商事仲裁協会）、グローバル案件で実績のある ICC・LCIA がある。

他方、インド国内に拠点を置く機関を選ぶ動きも、コストと現地執行を重視する観点から急速に

広がっている。中心となるのは、ムンバイの MCIA（Mumbai Centre for International Arbitration）、デリー高等法院附属の DIAC（Delhi International Arbitration Centre）、そして歴史が長く海事・貿易紛争に実績を持つ ICA（Indian Council of Arbitration）の 3 機関である。とりわけ MCIA は 2025 年版規則で国際標準の手続機能を備え、2024 年の新規受理件数が前年比 48% 増と急成長している。なお、これらの機関を選んだからといって自動的に仲裁地がインドになるわけではないが（1-1 参照）、実際にはインドを仲裁地とする案件で選ばれることが多い。各機関の具体的な特徴と使い分けは、1-6 で詳しく取り上げる。

### 1-3. 新興の制度的動き——IIAC・PCA・GIFT City など

インド政府は「インドを仲裁・調停ハブにする」方針を強く打ち出しており、近年複数の新機関・新拠点が設立されている。

- India International Arbitration Centre（IIAC）：2022 年頃設立の新機関。政府主導で制度仲裁（institutional arbitration）を推進する。
- 常設仲裁裁判所（Permanent Court of Arbitration, PCA）ニューデリー事務所：2024 年 9 月開設。国際的な信頼シグナルとして位置づけられる。
- GIFT City（グジャラート国際金融テクシティ）：IFSC（国際金融サービスセンター）向けの専門 ADR センター（ADRC）の設置構想が、規制当局 IFSCA の専門委員会報告を経て検討されている。金融・国際取引紛争に特化した運用が想定されているが、2026 年半ば時点でも独立した仲裁機関の設立には至っておらず、ドバイ（DIFC）やシンガポールに相当する受け皿はまだない。
- インド国際海事仲裁センター：IIAC と港湾省の MoU（覚書）により設立が推進中である。
- Arbitration Bar of India：2024 年発足。仲裁実務家のネットワーク強化を目的とする。
- チャンディイーガル国際仲裁センター（CIAC）：2026 年 3 月の India International Disputes Week に合わせて開設された。デリー・ムンバイ以外の都市にも拠点整備が広がりつつあることを示す動きである。

これらの新機関の多くは発足直後または計画段階にあり、運用実績や利用統計の蓄積はこれからである。契約実務に組み込むかどうかは、今後数年の動向を見極めてから判断するのが現実的であろう。

### 1-4. 法改正の積み重ねと今後の立法動向

1996 年法は複数回の改正を経て、よりビジネスフレンドリーな制度へと発展してきた。2015 年・2019 年・2021 年の各改正では、手続の時間制限の導入、仲裁人の中立性確保、制度仲裁（institutional arbitration）の推進、執行停止の厳格化などが図られている。

加えて 2024 年 10 月には、仲裁・調停法の改正法案（草案）が公表された。緊急仲裁人の法定化、上訴仲裁廷のオプトイン導入、裁判所介入のさらなる限定などを内容とするものだが、パブリックコメントの段階にとどまり、2026 年 8 月時点でも国会に提出・成立してはいない。もともと成立すれば契約実務への影響は小さくないため、契約ひな形の紛争解決条項は定期的に見直す体制を持つておきたい。

#### 〔実務メモ：今後数年間（2026～2030 年頃）の予測される変化〕

インド政府・最高裁判所・各機関の改革意欲は強く、「制度仲裁の推進」と「調停の制度化」が大きなトレンドである。Arbitration Council of India（ACI）による機関格付けが進み、ad-hoc（非機関型）仲裁より制度型が優遇される方向にあるとされる。現在は海外 seat（特にシンガポール）が主流だが、インフラ改善・執行の迅速化・専門機関の台頭により、「インド法+インド seat」の案件が増える可能性も指摘されている。調停については、2023 年法の残る条項の施行時期が実質的な普及の分水嶺となろう。日本企業にとっては、紛争の性質に応じて仲裁地と仲裁機関をそれぞれ選び直し、契約書に両者を明確に書き分けた条項を置くことが賢明である。

### 1-5. 仲裁地をどう選ぶか——海外 seat とインド seat

本節から 1-7 までは、実務上最も選択されることの多い仲裁に絞り、日本企業が契約交渉の段階でどう考えればよいかを掘り下げる（仲裁・調停・訴訟を横断的に比較する検討要素は第 4 章で整理する）。1-1 で述べたとおり、仲裁条項の設計は、(1)仲裁地（seat）をどこに置か、(2)どの仲裁機関の規則を使うか、(3)言語・仲裁人の数・緊急仲裁人の利用可否といった細部をどう定めるか、という 3 つの判断の積み重ねである。このうち影響が最も大きく、後から取り返しがつきにくいのが(1)の仲裁地であるから、機関名の比較から入るのではなく、仲裁地から順に決めていくと判断がぶれにくい。

仲裁地の選択は、突き詰めれば「どの国の裁判所に手続の監督を委ねるか」の選択である。ロンドンでは商事裁判所（Commercial Court）が、パリではパリ控訴院が、それぞれ仲裁案件について高度な専門性を蓄積しており、この点は仲裁地選択の重要な考慮要素となっている。同じ視点でインドを見ると、ムンバイとデリーの裁判所は国内で最も洗練された商事裁判機能を備えていると評価されている。ムンバイにはインドの資本市場と最大手企業グループが集積し、デリーには中央政府と規制当局が所在するうえ、隣接するグルグラム・ノイダ地域に日本企業を含む多国籍企業のインド拠点が集中しているためである。この環境に應えるかたちで、両都市では複雑な商事紛争を扱える法曹層が育ち、裁判所側も商事部門の整備に資源を投じてきた。近年は仲裁・商事実務の経験が豊富な実務家が判事に任命される例も相次いでおり、デリー高等法院の Tejas Karia 判事（2025 年 2 月就任、大手法律事務所の仲裁実務出身）、ムンバイ高等法院の Somasekhar Sundaresan 判事（2023 年 11 月就任、証券・企業法務出身）はその代表例である。

- ・ **海外 seat（シンガポール等）のメリット：**中立性と予測可能性の高さが最大の利点である。仲裁判断の取消し（set aside）を争う場がインド国外の裁判所となるため、インド国内の訴訟遅延リスクから手続を切り離せる。インドはニューヨーク条約の締約国であり、外国仲裁判断の執行ルートは確立している。
- ・ **海外 seat の留意点：**執行の段階では結局インドの裁判所を通す必要があり、公序（public policy）を理由とする執行拒否の抗弁が出されることがある（近年は狭く解釈される傾向にあるとされる）。また、緊急仲裁人（emergency arbitrator）の命令はインドでそのまま執行できず、1996 年法 9 条に基づく暫定措置をインドの裁判所に改めて申し立てるのが実務である。なお、インドはニューヨーク条約に相互主義の留保を付しており、官報で告示された国・地域の仲裁判断のみが執行対象となる。シンガポール・日本はいずれも告示済みとされるが、seat 選定時の基本チェック項目である。
- ・ **インド seat のメリット：**仲裁判断が「国内判断」となり執行が直接的で、コストも低い。相手方・資産・証拠がすべてインド国内にある案件では合理的な選択である。インド seat であれば緊急仲裁人の命令も執行可能とされる（Amazon 対 Future 事件の最高裁判決）。2015 年以降の改正により、外国当事者が関わる国際商事仲裁ではインド裁判所の介入は大幅に抑制されている。なお、インドを仲裁地としたうえで SIAC など海外の機関に手続を管理させることも可能であり、仲裁地をインドにすること自体は機関の選択肢を狭めるものではない。
- ・ **インド seat の留意点：**仲裁判断取消しの申立て（34 条）やその後の執行手続で、インドの裁判所の関与と時間的リスクが残る。改善は着実に進んでいるが、大型・複雑案件でこのリスクをどこまで許容できるかが判断の分かれ目になる。

なお、2021 年の最高裁判決（PASL Wind Solutions 対 GE Power Conversion India）により、インド企業同士（たとえば日系インド子会社とインド企業）の契約でも外国 seat を選択できること、その場合でもインドの裁判所に暫定措置（9 条）を申し立てられることが確認されている。日印合弁の現地法人が締結する契約で「シンガポール seat」を設計することは、法的に可能である。

#### 【実務メモ：インドの裁判所は実際どのくらい時間がかかるのか】

現地実務家によれば、ムンバイ・デリーの両高等法院における標準的な処理期間は、局面に

よって大きく異なる。1996 年法 9 条に基づく仮処分（暫定措置）の申立てと、11 条に基づく仲裁人選任の申立ては、いずれも最初の期日からおおむね 3～4 週間で処理される。これに対し、仲裁判断の取消申立て（34 条）は 6～9 か月程度、仲裁判断の執行申立てはさらに長く、11 か月以上を要することもある。重要なのは、この長期化が裁判官の能力不足によるものというより、敗訴当事者による精緻な主張構成と引延ばし戦術に起因する部分が大きいとされる点である。裏を返せば、スピードが決定的に重要な保全・仲裁人選任の局面では、インドの裁判所は実務上十分に機能していると評価できる。契約設計にあたっては、「インドの裁判所は一律に遅い」と括るのではなく、どの局面でインドの裁判所を使うことになるのかを具体的に想定しておくことが有用である。

#### 1-6. 主要機関の特徴と使い分け——日本企業の視点から

仲裁地が決まると、機関の選択肢も実務上は自然に絞られてくる（シンガポール seat なら SIAC、インド seat なら MCIA・DIAC という組み合わせが典型である）。もっとも、1-1 で確認したとおり両者はあくまで独立の選択であり、典型から外れた組み合わせに合理性がある場面もある。以下、日本企業の視点から各機関の特徴と「使いどころ」を整理する。

- **SIAC**：インド関連案件のデフォルトの選択肢。2025 年発効の新規則では、争額 100 万シンガポールドル以下の案件に原則適用される簡易手続（Streamlined Procedure）や、緊急仲裁人への一方当事者のみの申立てを保全する保護的予備命令（PPO）が導入され、中小規模案件への対応力が上がった。2025 年の新規受理は 886 件と過去 2 番目の水準、係争総額は約 145 億米ドルと過去最高で、うち 89%が国際案件である。インドは外国ユーザーとして第 3 位を維持している。実務上の最大の利点は、インド企業側も SIAC に慣れており、条項交渉で合意を得やすいことである。
- **ICC・LCIA**：仲裁判断書の事前審査（scrutiny）による品質担保が特徴で、超大型・多数当事者・政府系の案件に強い。コストは高めで、中規模案件では過剰装備になりやすい。インド関連案件では、実務上 LCIA より ICC が選ばれる傾向が強い。ただし LCIA は、数年前に閉鎖したインド連絡事務所に代えて、SIAC の Registrar を 13 年務めた Kevin Nash 氏を事務総長（Director General、2025 年 1 月就任）に迎え、デリーでの再始動イベントを含む積極的なマーケティングによってインド市場への再参入を進めている。2026 年以降に締結される契約では、LCIA 条項を目にする機会が増える可能性がある。
- **JCAA**：日本語での手続が可能で、日本企業には手続面・費用面の安心感が大きい。ただしインド側当事者には馴染みが薄く、条項交渉で受け入れられにくいのが実情である。技術供与やライセンス許諾など日本側の交渉力が強い契約類型では、JCAA・東京 seat は十分現実的な選択肢となる。
- **MCIA**：インド国内に拠点を置く機関の第一候補。2025 年規則で参加（joinder）・手続併合（consolidation）・早期却下（early dismissal）・複数契約の一括申立てが整備され、国際標準の機能を備えた。名称のとおり国際仲裁の受理を前提とした機関であり、外国当事者が関わる案件も扱う。2024 年は新規受理が前年比 48%増、仲裁判断の 9 割が 18 か月以内に出されたと公表されており、専門パネルも拡充中である。ムンバイという金融・商業の中心に立地する点も実務上の利点である。
- **DIAC**：デリー高等裁判所附属でコストパフォーマンスが高く、北インドの商事案件に強い。デリー・グルガオン周辺に子会社・取引先を持つ日本企業にとって、現実的な受け皿である。国際案件の実績は MCIA に比べるとまだ薄い。
- **ICA・IIAC**：ICA は歴史が長く海事・貿易紛争に実績がある。IIAC は政府主導の新機関で実績の蓄積はこれからだが、政府系契約で指定されるケースが増える可能性があり、動向を追う価値がある。

あわせて、実務上あまり知られていない組み合わせにも触れておきたい。仲裁地と機関は独立に選べるという原則（1-1 参照）から、MCIA などインドの機関を仲裁管理機関としつつ、仲裁地はシンガポールとする設計が成り立つ。現地実務家の評価によれば、これには(1)管理コストを大幅に圧縮できること、(2)シンガポールの成熟した仲裁法理と予測可能性の高い裁判所判断の恩恵を

受けられること、という二つの利点がある。MCIA・DIACの規則はSIAC・ICCの規則から強い影響を受けており、高額紛争の管理・運営についても十分な成熟度を備えていることから、この組み合わせは現実的かつ実務的な選択肢と評価されている。コストを抑えつつ中立性を確保したい中規模案件では、検討に値する設計である。ただし条項では、仲裁機関（MCIA 規則）と仲裁地（シンガポール）を明確に書き分けることが不可欠である。

| 機関                                                    | 位置づけ                                      | 向いている案件                                              | 留意点                                                     |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| SIAC                                                  | インド関連国際仲裁の標準。インド側の受容度も高い                  | 国際的な売買・合併・M&A 全般。簡易手続で中小案件にも対応                       | シンガポール seat と組み合わせる場合、執行は NY 条約経由。緊急仲裁人命令は 9 条で追認       |
| ICC・LCIA                                              | グローバル最高水準の運営                              | 超大型・多数当事者・政府系                                        | コスト高。中規模案件には過剰になりやすい                                    |
| JCAA                                                  | 日本語対応・低コスト                                | 日本側の交渉力が強い技術供与・ライセンス契約                               | インド側が受け入れにくい。告示国要件は確認済みが前提                              |
| MCIA                                                  | インド国内に拠点を置く機関の第一候補。2025 年規則で国際標準化         | インド国内執行・コスト重視の案件。ムンバイ圏の取引                            | インド seat と組み合わせる場合、34 条取消し・執行遅延のリスクは残る                  |
| DIAC                                                  | デリー高裁付属・低コスト                              | 北インドの国内商事案件                                          | 国際案件の実績は MCIA に比べるとまだ薄い                                 |
| ICA・IIAC<br><br>インドの機関＋海外 seat（例：MCIA 規則×シンガポール seat） | 歴史ある機関／政府主導の新機関<br><br>管理コストと中立性を両立させる折衷案 | 海事・貿易（ICA）、政府系契約（IIAC）<br><br>コストを抑えつつ中立性も確保したい中規模案件 | IIAC は運用実績が浅く様子見が妥当<br><br>条項で seat と管理機関を明確に書き分ける必要がある |

#### 1-7. 案件類型別の考え方と条項起草の実務ポイント

以上を踏まえ、日本企業の典型的な案件類型ごとに「出発点となる整理」を示す。あくまで出発点であり、個別案件では必ず専門家と検討されたい。

- **大型 M&A・合併契約・株主間契約**：SIAC・シンガポール seat・インド法準拠・英語・仲裁人 3 名が標準形である。金額と利害の大きさに照らし、中立性と手続の質を最優先する。
- **中規模の売買・供給・代理店契約**：SIAC の簡易手続・迅速手続を前提に仲裁人 1 名でコストを抑えるか、現地執行を重視するなら MCIA（インド seat）が有力な代替となる。紛争金額に対して仲裁コストが見合うかを最初に試算するのがよい。
- **インド子会社の国内取引**：相手方も資産もインド国内にあるなら、インドを仲裁地とし、MCIA・DIAC などインド国内の機関を用いる設計が合理的である。執行が直接的で、緊急仲裁人も利用できる。
- **政府・公共部門との契約**：相手方の標準条項（インド国内の機関の指定・アドホック仲裁・調停前置など）に従わざるを得ないことが多い。加えて 2024 年には、政府調達の高額案件で仲裁を抑制し調停等を促す方針が財務省から示されており、政府系契約では仲裁条項そのものの交渉余地が限られる場合がある点に留意したい。

- ・ **技術ライセンス・秘密保持が最重要の案件**：機密性の観点から仲裁がほぼ一択となる。情報流出時に即座に差止めを得られるかが生命線であるため、緊急仲裁人・暫定措置の実効性（インド seat なら直接執行、海外 seat なら 9 条経由）を重視して seat と機関を選ぶ。

条項起草の際の基本的なチェックポイントは次のとおりである。第一に、選んだ機関の公式モデル条項をベースにし、独自の文言追加は最小限にする（機関名の誤記や矛盾した文言による「病的条項」は、仲裁実務で最も多い紛争の火種である）。第二に、仲裁地（seat）を必ず明記し、審問地（venue）と書き分ける。第三に、仲裁機関と適用する仲裁規則を正式名称で特定する（仲裁地を書いただけでは機関は決まらず、機関名を書いただけでは仲裁地は決まらない）。第四に、契約の準拠法・手続言語・仲裁人の数を明示する。準拠法と仲裁地は別個の選択であり、「インド法準拠+シンガポール seat」のように異なる法域を組み合わせることに何ら問題はない。第五に、緊急仲裁人や簡易手続の適用可否を機関規則で確認しておく。第六に、相手方の資産の所在から逆算する——執行したい資産が第三国にあるなら、その国との執行関係まで含めて仲裁地を選ぶ。第七に、協議・調停を仲裁の前段に置く多層条項を使う場合は、各段階に明確な期限を付し、次の段階へ進む条件を曖昧にしないことである。

#### 【実務メモ：迷ったときの「デフォルト設計」と調整の順序】

出発点として最も無難な組み合わせは「インド法準拠+シンガポール seat+SIAC 規則+英語+仲裁人 1 名（大型案件は 3 名）」である。ここから、(1)相手方の資産がすべてインド国内にあり金額が中規模以下なら MCIA 等のインド seat への置き換えを検討し、(2)日本側の交渉力が強い契約類型なら JCAA・東京 seat を検討し、(3)コストを抑えつつ中立性も確保したいなら、MCIA 等のインド機関にシンガポール seat の手続を管理させる折衷案を検討し、(4)政府系契約なら相手方の標準条項の精査から入る、という順序で調整すると判断を整理しやすい。逆に、どの機関を選ぶ場合でも避けるべきは、モデル条項によらない独自文言の書き込みと、seat の記載漏れである。

## 2. 調停（メディエーション）——制度の整備が先行、実務の定着はこれから

インドにおける調停の制度的な位置づけは、2023 年メディエーション法（Mediation Act, 2023）の制定により大きく変化した。同法は民事・商事紛争の調停を包括的に規律し、調停による和解合意に裁判所判決と同等の執行力を与えるもので、仲裁・訴訟に次ぐ「第三の選択肢」を制度上明確に位置づけた。もっとも、施行は段階的に進められており、2023 年 10 月の第一次施行では、定義規定やインド調停評議会（Mediation Council of India）の設置に関する条項などが対象となるにとどまった。和解合意の執行に関する規定を含め、制度全体が本格的に稼働するにはなお時間を要するとみられ、紛争解決手段としての実効性はこれから検証される段階にある。

制度の担い手として現に厚みがあるのは、むしろ裁判所附属の調停センターである。最高裁判所と全国 25 の高等裁判所のすべてに調停センターが設置されており、2022 年以降、その利用を促す動きが目に見えて加速している。現地実務家によれば、この 2 年ほどでデリー高等法院や最高裁判所の係属案件について調停付託の通知を受ける機会が明らかに増えているという。また、2015 年商業裁判所法と連動する形で、一定の商業紛争については訴訟提起前の事前調停（pre-institution mediation）を経ることが求められる仕組みも整備されている。

他方で、調停の実効性は当事者のリスク許容度に大きく左右される。調停期日に出席しなくても事件は自動的に訴訟手続へ戻るため、早期解決を望むリスク回避的な当事者は調停に積極的である一方、相手方への圧力を目的として手続を利用する当事者には強制力が働かない。普及状況を見ても、調停が比較的に機能しているのは家事紛争や不動産紛争であり、複雑な商事紛争ではまだ定着していない。CEDR 等の国際的な ADR 機関もインド市場では存在感を確立しておらず、調停が主として裁判所からの付託によって動いている以上、実際の手続は裁判所附属センターが担う構図が当面続く。

#### [実務メモ：調停という選択肢をどう位置づけるか]

調停は勝敗を確定させる手続ではなく、当事者間の合意による解決を目指す手続である。継続的な取引関係を維持したい相手との紛争には向くが、相手方が合意に応じなければ強制的な解決には至らない。日本企業にとっての現実的な位置づけは、次の二つであろう。第一に、契約段階では、協議・調停を仲裁の前段に置く多層条項の一要素として組み込む（ただし各段階に明確な期限を付し、次の段階へ進む条件を曖昧にしないこと）。第二に、紛争発生後にインドの裁判所から調停付託の通知を受けた場合には、これを形式的な手続と捉えず、早期解決の実質的な機会として検討する。他方、複雑・高額な商事紛争を調停単独で解決することを前提とした設計は、現時点では避けるのが無難である。

### 3. 商業裁判所と破産・倒産法（IBC）——訴訟遅延との闘い

仲裁合意がない場合や、当事者が裁判による解決を選好する場合には、商業裁判所での訴訟が現実的な選択肢となる。インドの裁判所は、最高裁判所（長官と 33 名の判事で構成）を頂点に、25 の高等裁判所、そして三層構造の下級裁判所という階層をなす。最高裁判所と高等裁判所の手続言語は英語であり、最高裁判所の判例は憲法 141 条により全裁判所を拘束する。これに加えて、NCLT・NCLAT（会社・倒産）、債務回収審判所（DRT）、消費者紛争救済委員会、ローク・アダーラト（人民法廷）といった専門審判所・簡易紛争処理機構が並存している。2015 年商業裁判所法は、一定額以上の商業紛争を専門の商業裁判所で迅速処理する制度であり、事前調停の義務化もこの法律と連動して進められている。

また、企業の再生・清算に関わる紛争においては、2016 年制定の破産・倒産法（Insolvency and Bankruptcy Code, IBC）が決定的な転換点となった。NCLT（国家会社法審判所）・NCLAT（その上訴審）を通じた時間制限付きの企業再生手続が導入され、従来の SICA 等の断片的な制度を置き換える形で、stressed assets（不良資産）の解決を劇的に効率化したとされる。

訴訟遅延の規模感も数字で押さえておきたい。やや古い統計だが、2022 年 5 月時点で全審級を通じた係属件数は約 4,700 万件に上り、うち 30 年以上未決のものが約 18 万 2,000 件（その大半は下級裁判所）とされる。2019 年 12 月から 2022 年 4 月までの 2 年余りで係属件数は約 27%増加し、2022 年 6 月時点では最高裁判所・高等裁判所の現職判事 708 名に対して約 400 名の欠員があったとの統計もある。判事任命の加速や商業裁判所の整備は進んでいるものの、この構造的な負荷が短期間で解消する性質のものでないことは、紛争解決手段を設計するうえでの前提として押さえておく必要がある。

#### [実務メモ：本土裁判所・商業裁判所での訴訟が現実的になるのはどのような場合か]

商業裁判所での訴訟は、(1)仲裁合意を契約に入れていなかった（または相手が応じなかった）場合、(2)第三者（契約関係にない者）を訴訟に引き込む必要がある場合、(3)倒産手続中の紛争で NCLT/NCLAT の専属管轄が及ぶ場合など、仲裁では対応しにくい局面で現実的な選択肢になる。訴訟遅延という歴史的な遺産は、2015 年商業裁判所法・2016 年 IBC などの改革によって徐々に是正されつつあるが、完全に解消されたわけではない点には留意が必要である。

### 4. 紛争解決手段を選ぶ際の検討要素

契約書の紛争解決条項を起草する際、あるいは紛争が発生してから手段を選ぶ際には、執行可能性、迅速性とコスト、機密性、専門性、言語・手続の主導権という 5 つの軸で比較するとよい。各手段の位置づけは次のとおりである。

| 検討要素 | 仲裁（海外 seat・SIAC 等） | 仲裁（インド seat・MCIA・DIAC 等） | 調停（2023 年法） | 商業裁判所・IBC |
|------|--------------------|--------------------------|-------------|-----------|
|------|--------------------|--------------------------|-------------|-----------|

|       |           |            |                                   |                    |
|-------|-----------|------------|-----------------------------------|--------------------|
| 執行可能性 | 高い（NY 条約） | 高い（国内執行迅速） | 2023 年法は段階的施行。当面は付託先センターでの合意形成が中心 | 国内は高いが時間を要する       |
| 迅速性   | 中程度       | 改善傾向（規則更新） | 高い（合意成立時）                         | 案件により変動・遅延の遺産あり    |
| コスト   | 中～高       | 比較的低廉      | 低い                                | 中程度                |
| 機密性   | 高い        | 高い         | 高い                                | 原則公開               |
| 専門性   | 専門パネルあり   | 専門パネル拡大中   | 調停人の専門性に依存                        | 商業裁判所・NCLT は専門化進行中 |

## 5. まとめ——制度の成熟度

以上で取り上げた制度を、成熟度（歴史の長さと言用実績）の観点から整理すると、おおむね以下のような勾配が見て取れる。

| 制度                       | 成熟度     | 評価の根拠                                                                   |
|--------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 仲裁（海外 seat・SIAC 利用）      | 最も成熟    | 1996 年法以来の歴史。インド企業の利用実績が豊富で、執行可能性も高い。多くの日本企業が選択する標準的経路。                 |
| 仲裁（インド seat・MCIA 等の国内機関） | 急成長中    | 2025 年規則改定、新規受理件数 48% 増（MCIA）。ACI による機関格付けも進行中。                         |
| 調停（2023 年法）              | 制度整備が先行 | 2023 年法は段階的施行にとどまる。実務の担い手は最高裁・全 25 高等裁判所の附属調停センターであり、複雑な商事紛争での定着は今後の課題。 |
| 商業裁判所・IBC                | 改善途上    | 訴訟遅延の歴史的遺産は残るが、専門処理の制度化が進む。                                             |

以上が第 1 部（紛争解決の実践）である。第 2 部では、ここで確認した各制度の特徴が、いかにインド近現代の歴史・政治・経済・文化と結びついているかを検証する。

## 第2部 社会・文化・経済的背景

第1部で論じたインドの紛争解決制度は、真空の中で生まれたものではない。その特徴の多くは、インド近現代の歴史・政治体制・経済発展が絡み合うなかで形づくられてきた。第2部では、この歴史・政治・経済の絡み合いを一体的に説明したうえで、基礎統計、産業クラスターの構造、関係性に基づく紛争解決文化、都市部で働くビジネスパーソンの日常生活、そしてインドを取り巻く国際関係の最新状況を順に取り上げる。なお、本章は時間に余裕のある読者のための背景情報であり、第1部よりも幅広いトピックを、やや読み物的な調子で取り上げている。

### 1. 歴史・政治・経済の複合的展開——4つの時代区分で読むインド法制度史

インドのビジネス・紛争解決制度を理解するうえで実務的に有用なのは、以下の4つの時代区分である。これは、古代・中世イスラーム・植民地・独立後という一般的な区分を、ビジネス・紛争解決という実務的文脈に特化して再編したものである。

#### 1-1. 前近代・慣習的商業紛争解決期（古代～18世紀中葉頃まで）

商人のギルド（shreni）や村落・コミュニティレベルのパンチャーヤト（panchayat、仲裁的紛争解決機構）が中心であった時代である。ヒンドゥー法やイスラーム法の商業慣行（取引慣習、家族経営企業＝HUFの原型）が取引と紛争解決を支えていた一方、形式的な「会社」概念や近代的契約法はまだ存在しなかった。もっとも、この時代が無秩序だったわけではない。ムガル帝国期には、皇帝を頂点として州・県・パルガナ・村という階層的な裁判機構が整備され、歳入事件を扱う裁判所が民事・刑事の裁判所から分離されていた。当事者に代わって法廷に立つ職業的代理人（vakil）も、すでにこの時期に存在している。他方、村落レベルではパンチャーヤトが引き続き小規模な民事・刑事事件を処理しており、公式の裁判機構と共同体的な紛争解決が重層的に併存する構造が維持されていた。

今日のインド企業、特に中小・家族経営企業で根強く残る非公式・関係性ベースの紛争解決文化や、個人法（宗教別）がビジネスに間接的に影響する多元性のルーツは、この時代に遡って説明することができる。

#### 1-2. 植民地期——近代商業法の受容と法典化（1757年頃～1947年）

イギリスコモン・ローの原則（契約の約因、履行不能など）が受容され、1872年インド契約法、1881年手形法などの主要な商業制定法が整備された時代である。メイヤー裁判所から高等裁判所への司法制度整備により、商業紛争は正式な民事裁判所で扱われるようになったが、訴訟の遅延・費用高という問題もこの時期に構造化した。仲裁の歴史的ルーツも、この時期の1772年ベンガル規則に遡る。

##### 〔実務メモ：なぜコモン・ローの国で大規模な「法典化」が進んだのか〕

イングランド本国ではベンサム法典化提言があったものの、結局包括的な法典化はほとんど行われなかった。コモン・ローの伝統（柔軟性・判例の蓄積・法曹の専門性）を尊重する保守的な姿勢が強かったためである。ところが植民地インドでは逆に法典化が積極的に進められた。背景には、(1)ヒンドゥー法・イスラーム法・慣習法が地域・宗教・カーストごとに併存する多元的な法秩序を統一・明確化する行政上の必要性、(2)1833年に設置された最初のLaw Commission委員長トーマス・マコーレー（Thomas Babington Macaulay）による主導とベンサム流功利主義の影響、(3)植民地という「実験場」では本国にあった既得権益（法曹界等）の抵抗が少なかったこと、(4)広大な地域を少数のイギリス人官僚と現地エリートで統治するには判例法だけでは不十分だったこと、という事情がある。マコーレーが主導したインド刑法典（Indian Penal Code, 1860）は、その後契約法（1872年）・証拠法・民事・刑事訴訟法などの法典編纂へと続いた。

#### 1-3. 法典輸出モデル——ミャンマー・マレーシアへの影響

インドで作成された包括的法典群は、インド国内の問題解決にとどまらず、他の英国植民地に対

する「モデル法典」として機能した点も重要である。

- ・ ミャンマー（旧ビルマ）：1824～1937 年頃まで英領インドの一部として統治されていたため、インド刑法典・刑事訴訟法・証拠法・民事訴訟法が直接的に適用・継承された。独立後もコモン・ロー基盤の成文化された法体系として現在も影響が残るとされる。
- ・ マレーシア：旧英領マラヤ（ペナン・マラッカ・シンガポールの海峡植民地）では、インド刑法典がマレーシア刑法（Penal Code）の直接的な基盤となった。ただしマレーシアではイスラーム法（Syariah）の影響が強く、個人法においてヒンドゥー法・中国慣習法・イスラーム法の多元性が維持された点が特徴とされる。

これらの国々への影響の具体的な深度については、比較法制史の文献によって評価に幅があるため、本稿では概括的な記述にとどめる。

#### 1-4. 独立後・規制国家期（1947 年～1991 年）

1956 年会社法（社会主義的規制色が強い）のもと、ライセンス・許可制度（License Raj）がビジネスを統制した時代である。紛争解決は主に通常の民事裁判所に依存し、膨大なバックログ（未決事件の山）が慢性化した。ADR はほとんど発達せず、NCLT のような専門機関も存在しなかった。なぜインドのビジネス紛争解決で「裁判所は遅い」というイメージが根強いのか、なぜ 1990 年代まで外国企業がインドへの投資を敬遠したのかは、この時代の構造に遡って理解する必要がある。一方、1950 年代の「ヒンドゥー法典化」（婚姻法・相続法・養子法等の包括的改正によりサティ（寡婦殉死）や幼児婚などの慣習を廃止し、女性の権利強化を図った改革）に象徴されるように、独立後のインドは、多様性に満ちた社会を一つの民主国家として統合するための社会改革ツールとして、制定法を積極的に活用してきた。1950 年制定のインド憲法という極めて詳細な成文憲法が、この法体系全体の「頂点」として機能している。

#### 1-5. 自由化・グローバル化・ADR 推進期（1991 年～現在）——最も重要な「現在形」を形作った時代

1991 年の経済自由化（FDI 開放、ライセンス・ラージ撤廃）を起点に、インドのビジネス環境は根本的に変化した。今日のインドビジネスで実際に使われている制度（仲裁の多用、NCLT による会社・倒産紛争処理、商業裁判所、調停の推進）のほとんどは、この時代の改革の積み重ねによって形成されている。

- ・ 1996 年：仲裁・調停法（UNCITRAL モデル法採用）
- ・ 2013 年：会社法全面改正（コーポレートガバナンス強化）
- ・ 2015 年：商業裁判所法（専門裁判所による迅速処理）
- ・ 2015・2019・2021 年：仲裁法改正（手続の時間制限、制度仲裁の推進等）
- ・ 2016 年：破産・倒産法（IBC）
- ・ 2023 年：メディエーション法

日本の法制度史（明治期の商法受容、戦後の会社法改正、近年の仲裁・調停活性化など）と比較すると、インドの場合は「1991 年という明確な自由化ショック」と「仲裁を軸とした ADR 大改革」が際立った特徴といえる。

## 2. 法域の基礎情報——人口・経済規模・法律家数

### 社会経済指標

インドの人口は約 14.6 億人（2025 年、国連人口基金推計）であり、2023 年に中国を抜いて世界最多の人口大国となった。国土面積は約 328.7 万平方キロメートルで、日本の約 9 倍に相当する。中位年齢は約 28～29 歳と、日本（約 49 歳）より約 20 歳若い人口構造を持ち、生産年齢人口（15～64 歳）が全体の約 67%を占める「人口ボーナス」期にあるとされる。

2025 年度（2025 年 4 月～2026 年 3 月）の実質 GDP 成長率は、暫定推計で 7.7%と、当初の政府・国際機関予測（6%台）を大きく上回った。2026 年度についても世界銀行は 6.6%、IMF は 6.5%を見込んでおり、主要国のなかでは突出した水準が続く見通しである。名目 GDP では日本を上回り、米国・中国・ドイツに次ぐ世界第 4 位となったとの評価が示されているが、日印双方の統計改定に

より、その時期の評価には幅がある。インド自身も国民経済計算の基準改定を進めており、実質的な成長率は公式発表より低いとする見方も一部の経済学者から提起されている。水準そのものを一つの数字で確定させるより、高成長が持続しているという方向感を押さえるのが実務的であろう。

#### 〔実務メモ：米国関税措置の変転とインド経済への影響〕

2025年8月、米国はロシア産原油の輸入等を理由に、対インド相互関税25%に追加関税25%を上乗せし、計50%とする措置を発動した。2026年2月2日には米印の貿易合意により相互関税が18%に引き下げられ、追加25%も撤廃されたが、その直後の2月20日、米国連邦最高裁がIEEPA（国際緊急経済権限法）は大統領に関税賦課の権限を与えないと判断し（6対3）、同法に基づく関税は2月24日をもって一斉に失効した。米政権はこれに代えて通商法122条（国際収支を根拠とする緊急関税）により全世界一律10%の関税を課したが、同条には150日の期間制限があるため2026年7月24日に失効し、以後は通商法301条を根拠とする関税へ移行している。インドに適用される税率は10%で、中国（12.5%）を下回る水準にとどまり、インド商務省によれば対米輸出の約45%は課税対象外である。他方、鉄鋼・アルミ・自動車・半導体に対する通商拡大法232条の品目別関税は一連の変動の影響を受けず、より高い水準のまま維持されている。実務上重要なのは、税率そのもの以上に、わずか1年のうちに関税の法的根拠が三度入れ替わったという事実である。インド関連の売買・供給契約では、関税変動のリスクを価格調整条項・法令変更条項でどう配分するかを、あらかじめ明示的に取り決めておく実益が大きい。

#### 法律家の数と法学教育

インドの法曹人口は世界最大級であり、登録弁護士（advocate）は150万人を超える規模とされる。制度の特徴は、イングランドのようなバリスタ／ソリシタの区別を持たない「融合型」の法曹制度である点にある。実務家はすべて advocate と呼ばれ、1961年弁護士法（Advocates Act）の規律に服する。法学位の取得に加え、全国統一の弁護士試験（All India Bar Examination）に合格し、常時執務する地域の州弁護士会（State Bar Council）に登録することが開業の要件である。

そのうえで、advocate には通常の advocate と上級弁護士（senior advocate）という二つの区分がある。senior advocate は英国の KC（King's Counsel）に相当する称号で、最高裁判所または高等裁判所が指定する。書面の提出や依頼者への直接の助言は行えず、必ず一般の advocate と組んで法廷に立つという制約を負う点が実務上重要である。日本企業がインドで訴訟・仲裁を戦う場合、現地事務所の advocate に加えて、法廷弁論のために senior advocate を別途起用する体制が組まれることが多く、費用構造もこれを前提に考える必要がある。

法曹の規律は、インド弁護士会（Bar Council of India）と各州弁護士会が担う。判事のほぼ全員が実務家である advocate から任命される点も、この制度の特徴である。法学教育の面では、バンガロールの国立インド法律大学（NLSIU）をはじめとする国立法律大学（National Law Universities）群が、渉外法務・国際仲裁の専門人材の主要な供給源となっている。外国法律事務所はインド国内での訴訟代理権を持たず、現地事務所との提携を通じて業務を行うのが一般的である。なお、最高裁判所および高等裁判所の手続言語が英語であることは、日本企業にとって言語面での参入障壁が比較的低いことを意味しており、実務上の利点として押さえておきたい。

#### 3. 産業クラスターの構造——「連邦型経済」という二重構造

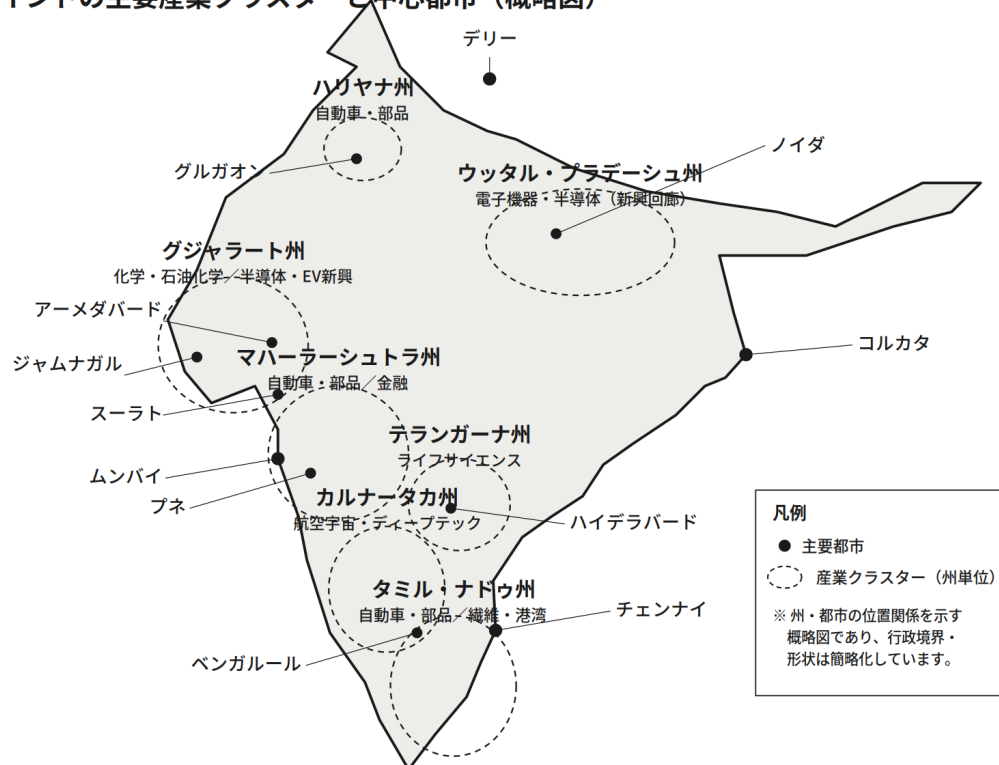
日本企業にとって理解が難しいのは、インドの産業展開が「いくつかの大きな産業クラスターがそれぞれ強い独立性を維持している」という静的なイメージでは捉えきれない点である。より正確には、「国家レベルの統一フレームワーク（市場・政策・インフラ・デジタル基盤）の下で、強い地域特殊性・クラスター形成が進んだ連邦型経済」と捉えるのがよい。

### 3-1. 強い地域特殊性を持つ産業クラスター

インドの製造業は確かに強い空間的集中を示している。全国登録工場の約半数が、タミル・ナドゥ州、グジャラート州、マハーラーシュトラ州、ウッタル・プラデーシュ州、カルナータカ州という上位5州に集中しているとされる。業種別の専門化も明確である。

- 自動車・部品：タミル・ナドゥ州（チェンナイ-オラガダム-シュリペルンブドゥール帯、「インドのデトロイト」）、マハーラーシュトラ州（プネ）、ハリヤナ州（グルガオン-マネサル）
- 電子機器・半導体：タミル・ナドゥ州（既存エコシステムが強力）、ウッタル・プラデーシュ州（ノイダ-グレート・ノイダ-ジェワール新興回廊）
- 化学・石油化学・製薬：グジャラート州（ジャムナガル、アンクレスワル、ヴァピ、サナンド等）が圧倒的な強みを持つ
- 繊維・アパレル：タミル・ナドゥ州（アパレルで全国雇用の3分の1超）、グジャラート州（スーラト）
- 航空宇宙・ディープテック：カルナータカ州（ベンガルール周辺）
- 新興分野：グジャラート州（ドーレラ半導体・EV）、テランガーナ州（ハイデラバード・ライフサイエンス）

図：インドの主要産業クラスターと中心都市（概略図）



出典：本資料第2部3章の記述に基づき作成（GIDC・SIPCOT・MIDC等の主要産業団地の所在州を概略表示）。

本図は州・主要都市の相対的な位置関係を示す概略図であり、行政境界・海岸線の形状は簡略化している。具体的な工業団地（GIDC・SIPCOT・MIDC等）の立地検討にあたっては、各州政府・JETRO等の公式資料を参照されたい。

### 3-2. 「強い独立性」というイメージの過大評価

一方で、クラスター間の「強い独立性」というイメージは過大評価（overstated）であるとの指摘も有力である。2017年導入のGST（物品サービス税）により州間の税障壁・チェックポストが撤廃され、州間貿易が拡大し、サプライチェーンが全国的に統合された。部品をグジャラート州やハリヤナ州で作製し、タミル・ナドゥ州やウッタル・プラデーシュ州で最終組立を行うといったクロス州オペレーションは日常的である。さらに、FDI政策・PLI（生産連動型優遇）スキーム・半導体ミッション等は中央政府主導であり、金融・資本市場はムンバイが全国ハブとして機能し、

Aadhaar（国民ID）・UPI（統一決済インターフェース）・GSTN・ONDC等のデジタル公共基盤は全国共通で運用されている。

#### 〔実務メモ：日本企業の立地戦略への示唆〕

インド進出を検討する際は、(1)国家レベル（統一市場・中央政策・全国インフラ）、(2)地域クラスター（業種別専門エコシステム・州別ビジネス環境）、(3)工業団地レベル（具体的な団地・インフラの質）という3層構造で分析することが有用である。単一クラスター完結型ではなく、「アンカー拠点＋全国サプライヤーネットワーク」型を基本に、州の強み・弱み（インセンティブ、土地可用性、電力安定性、労働力の質・量・コスト、承認スピード、政治安定性）を定量・定性で比較することが推奨される。2026年現在、特にグジャラート州（半導体・EV・化学の新興集積）、ウッタル・プラデーシュ州（電子・政策積極性）、タミル・ナドゥ州（既存製造基盤＋港湾）の3極が強いとされる。

## 4. 関係性に基づく紛争解決文化——前近代の遺産と現代の共存

インド社会において、商人ギルド（shreni）やパンチャーヤトに代表される非公式・関係性ベースの紛争解決文化は、今も中小・家族経営企業（HUF＝Hindu Undivided Family、家族経営企業の伝統的形態）を中心に根強く残っている。これは、中国における「関係（グワンシ）」と「面子（メンツ）」の文化が、活発な訴訟・仲裁利用と共存している構図と類似する側面がある。

インドの場合、ヒンドゥー法・イスラーム法・慣習法という個人法（宗教別）の多元性が、ビジネスの実務に間接的に影響を及ぼす点が、中国とは異なる固有の特徴である。この多元性の内実にも差がある。ヒンドゥー法は独立後に議会によって大幅に法典化された一方、イスラーム法は現在も法典化されておらず、裁判所は権威ある注釈書と判例に依拠して適用している。企業取引そのものを直接規律する領域ではないが、家族経営企業の承継や持分の帰属といった局面では、この違いが交渉の前提条件を左右することがある。また、最高裁判所が公益訴訟（PIL：Public Interest Litigation）等の判例を通じて積極的に法を発展させてきた点も、コモン・ロー的な性格を強く残す制度的特徴である。

実務上重要なのは、インドが「成文化されたコモン・ロー」という独特のハイブリッドである点である。制定法（法典）が骨格を提供し、包括性・明確性・アクセシビリティを確保する一方、解釈・適用・発展は依然としてコモン・ロー的手法（先例拘束性、衡平原則、判例による補完）で行われる。最高裁判所の判例が憲法 141 条により全裁判所を拘束すること、そして 1973 年のケサヴァナンダ・バラティ判決が確立した「基本構造」の法理により、憲法改正であっても司法の独立や法の支配といった基本原則を侵せないとされていることは、この構造を象徴している。日本企業が契約交渉や M&A、紛争対応を行う際には、この「法典＋判例」という二重構造を踏まえることが、インド企業との取引における紛争解決戦略を検討するうえでの重要な手がかりとなる。

## 5. 都市部で働くビジネスパーソンの生活——多様性とデジタル化が同居する日常

前章で取り上げた多元的な法文化や家族経営企業の伝統は、抽象的な概念としてだけでなく、インドの主要都市で働くビジネスパーソンの日常生活の中に具体的な形で現れている。本章では、日本人駐在員が現地で接する管理職層・専門職層が、実際にどのような生活リズムの中でビジネスを行っているのかを概観する。

### 5-1. 出身州・言語の多様性と「共通言語」としての英語・ヒンディー語

日本人駐在員が大都市（ムンバイ・デリー・ベンガルール・チェンナイ等）で接する相手は、出身州も母語も異なる。インドの憲法第八付則には 22 の指定言語があり、州を越えた意思疎通には共通語が欠かせないが、その共通語が何であるかは北と南で異なる。

北インドではヒンディー語が事実上の共通語であり、現場の指示から日常会話までこれで足りる。英語は契約書や上級管理職同士のやり取りなど、公式の場面に限られる。これに対し南インドの

タミル語・カンナダ語はヒンディー語と語族を異にし、そもそも通じない。加えてタミル・ナドゥ州では 1930 年代以降、ヒンディー語の押しつけに対する反対運動が繰り返され、言語は政治的に敏感な問題であり続けてきた。そのため州を越えた場面で中立的な共通語となるのは英語であり、北部でヒンディー語が占める位置に、南部では英語が入る。北部では通じる「ヒンディー語での歩み寄り」が南部では逆効果になりうる点は、実務上留意したい。

この違いは工場の現場にも及ぶ。ビハール州・ウッタル・プラデーシュ州・オディシャ州などからグジャラート州・タミル・ナドゥ州・マハーラーシュトラ州の工場へ大規模な労働移動があり、ヒンディー語圏出身の出稼ぎ労働者と、地元言語を話す管理職・地元従業員との間には言語の壁が生じる。労務トラブルが意思疎通の齟齬から始まることは珍しくない。

## 5-2. 住居事情——都市再開発と高層化の進展

ムンバイ・デリー・ベンガルール等の大都市中心部や新興開発エリアでは、高層マンション・高級アパートメントへの居住が管理職・専門職層の一般的な住まい方になりつつある。家賃水準は都市・エリアにより大きな差があり、駐在員向けの高級物件は現地採用スタッフの相場よりもかなり高い傾向にあるとされる。

## 5-3. 通勤と移動——メトロ拡張とライドシェアの普及

デリー・ムンバイ・ベンガルール等の大都市では、メトロ（地下鉄）網の拡張が近年急速に進んでいる。ビジネスや急ぎの移動には Ola・Uber 等のライドシェアアプリが広く利用され、都市間の移動には航空便のほか、近年整備が進む高速鉄道網も選択肢となっている。日本人駐在員にとっては、交通インフラの整備状況が都市ごとに大きく異なる点が、中国の地下鉄中心の通勤文化と比べた際の特徴的な違いといえる。

## 5-4. デジタル決済の急速な浸透——UPI という国家インフラ

統一決済インターフェース（UPI : Unified Payments Interface）による QR コード決済・即時送金は、レストラン・小売店・タクシー・公共料金まで生活のほぼ全領域に浸透しており、現金を持たない生活が都市部を中心に急速に定着している。UPI は Aadhaar（国民 ID）と並ぶ「デジタル公共基盤（Digital Public Infrastructure）」として国際的にも注目されており、インド政府がこれを国家戦略として推進してきた点は、中国の Alipay・WeChat Pay が民間主導で普及した経緯と対照的な特徴である。

## 5-5. 食生活と接待文化

多忙な日常を支えるのが、Zomato・Swiggy 等のフードデリバリーアプリである。北インド料理から南インド料理、各地域料理まで多彩な選択肢が日常的に利用されている。他方、宗教・地域による食習慣の多様性（ベジタリアン人口の多さ、牛肉・豚肉に関する宗教的タブー等）は、会食・接待の場面で特に留意すべき点である。取引先の出身州・宗教的背景によって配慮すべき内容が大きく変わるところは、中国の宴席文化と比べてもインド特有の複雑さといえる。

## 5-6. 働き方と教育への熱心さ

IT・金融業界を中心に長時間労働の傾向が指摘される一方、若手層ではワークライフバランスを求める声も強い。子の教育への関心は非常に高く、良い学区やインターナショナルスクールへの進学を重視する家庭が多い。この点は中国の都市部ビジネスパーソンとも共通し、日本の中間層の感覚にも近い。

## 5-7. 小括——多元性とデジタル化が共存する日常

都市部ビジネスパーソンの生活は、出身州・言語・宗教の多元性という伝統的な構造と、UPI・Aadhaar 等のデジタル公共基盤による効率化とが共存する形で進んでいる。日本人駐在員が現地で目にする活気と多様性は、第 3 章で述べた「国家統合と地域クラスターの二重構造」を日常生活の次元で裏打ちするものである。

## 6. 国際関係の最新状況——米印関係、中印の「氷解」、クアッド、ASEAN・欧州

インドの紛争解決制度・経済政策は、国内の歴史・政治・経済の文脈だけでなく、国際的な力学からも強い影響を受けている。本章では、本稿の執筆時点（2026 年 8 月）における国際関係の概況を、コンパクトに整理する。

### 6-1. 米印関係——関税摩擦・貿易合意・最高裁判決という三段の変転

2025 年 8 月、米国はロシア産原油の輸入等を理由に対インド関税を計 50%（相互関税 25%+追加関税 25%）まで引き上げ、米印関係は急速に冷え込んだ。インドの全輸出の約 2 割を占める米国市場へのアクセス悪化が懸念されたが、スマートフォン・電子機器・医薬品など高関税を免れた品目の対米輸出がむしろ大幅に増加し、輸出全体への打撃は限定的にとどまった。

2026 年 2 月 2 日、トランプ大統領とモディ首相の協議により貿易合意が成立し、相互関税は 18% に引き下げられ、ロシア産石油輸入を理由とする追加 25%の関税も撤廃された。インド側はロシア産原油の調達縮小、米国からのエネルギー・航空機・防衛関連製品の大規模購入、今後 10 年間の防衛協力拡大の枠組みなどに応じたとされる。

ところが、その直後の 2026 年 2 月 20 日、米国連邦最高裁は、IEEPA（国際緊急経済権限法）は大統領に関税賦課の権限を与えないと判断し（6 対 3）、同法に基づく関税は 2 月 24 日をもって一斉に失効した。米政権はこれに代えて通商法 122 条により全世界一律 10%の関税を課したが、同条には 150 日という期間制限があるため 2026 年 7 月 24 日に失効し、現在は通商法 301 条を根拠とする関税に置き換えられている。インドに適用される税率は 10%で、中国（12.5%）を下回る。鉄鋼・アルミ・自動車・半導体に対する 232 条の品目別関税は、この一連の変動の影響を受けていない。2 月の貿易合意自体は維持されているものの、実際の関税水準は司法判断と国内法上の授權根拠の移り変わりに強く左右される状態が続いており、この不安定さ自体が日本企業にとってのリスク要因である。

### 6-2. 中印関係——「龍と象のタンゴ」という戦術的な「氷解」

2020 年 6 月のガルワン渓谷での軍事衝突以降、長く冷え込んでいた中印関係は、2024 年 10 月の国境問題に関する合意（両軍の対峙解消）を経て、実利を重視した「氷解（thaw）」の局面に入った。2025 年 8 月には王毅外相が訪印し、直行便の早期再開や、肥料・レアアース・トンネル掘削機等の対印輸出制限の解除で合意した。同月 31 日には約 7 年ぶりとなるモディ首相の訪中が実現し、上海協力機構（SCO）首脳会議に合わせた習近平国家主席との会談で、両国は互いを「ライバルではなくパートナー」と位置づける方向で一致したと報じられている。直行便は 2025 年 10 月に約 5 年ぶりで再開された。

実務的な協議も動いている。特別代表（SR）協議では、国境画定の「早期収穫」を探る専門家グループの設置、国境管理のための作業部会、リプレク峠・シプキラ峠・ナトゥラ峠の 3 か所での国境貿易再開などが合意された。2026 年 5 月には国境問題協議・調整メカニズム（WMCC）の第 35 回会合が開かれ、国境の画定（delimitation）と越境河川の水利用が議題となり、6 月には王毅外相が BRICS 国家安全保障高官会議に合わせて再訪印し、ドヴァル国家安全保障顧問と協議している。

ただし、この「氷解」は国境問題の根本的解決を意味しない。中国はアルナーチャル・プラデーシュ州に関する主張を維持し、両国は実効支配線（LAC）沿いのインフラ整備競争も続けている。2026 年 3 月にはインド政府が中国等の隣接国からの投資規制を一部緩和する閣議決定を行うなど経済面での関係改善は進んでいるが、安全保障面での警戒は解かれていない。専門家の評価も、これは戦略的な和解ではなく実務的な安定化（pragmatic stabilisation）にとどまる、というものが大勢である。インドの「全方位外交」の一環として理解するのが妥当であろう。

#### 〔実務メモ：日本企業にとっての中印「氷解」の意味〕

中印関係の改善は、中国製の部品・中間財がインド市場に入りやすくなる可能性を意味し、日

本企業がインドで目指す「中国からの完全な切り離し」を難しくする側面がある。逆に見れば、中国部品を一部活用しつつ全体としての中国リスクを抑える「ハイブリッド」型の調達戦略を取り得る余地が生まれているとも整理できる。インドの「戦略的自治（strategic autonomy）」という外交方針のもと、米中印の三角関係に応じて規制環境が変化する可能性がある点には留意が必要である。

### 6-3. クアッド（日米豪印）——外相会合は継続、首脳会議は先送り

米国との関税摩擦が深刻化した局面では、インドが日米豪印の連携枠組み「クアッド」をより重視する姿勢を見せ、日本との関係強化を通じて枠組みの結束をアピールする動きもみられた。2026年5月26日にはニューデリーで第11回外相会合が開催され、重要鉱物と先端技術、海洋安全保障、医薬品を含むサプライチェーンの強靱化、人道支援・災害救援、テロ対策などが議題となった。もっとも首脳会議は2024年を最後に開催されておらず、インドが議長国を務めながら開催時期が定まらない状態が続いている。クアッドは安全保障・技術協力の協議枠組みとしては機能する一方、通商上の具体的な利益をもたらす枠組みには至っていない、というのが実務上の位置づけである。中国側はインドの対米不信を、クアッドの結束に楔を打ち込む好機とみているとの分析もある。

### 6-4. ASEAN との関係——「中国+1」の主要な受け皿としての二重性

日本企業にとって ASEAN とインドは、ともに「中国+1」戦略の重要な投資先と位置づけられている。低コスト労働力や人口構成上の優位性、「Make in India」政策が引き続きインドの魅力とされる。一方、中印関係の改善は、ASEAN 同様、中国製の部品・中間財への依存構造を完全には払拭できない側面を持つ点で、日本企業にとっての論点は両地域で共通している。

### 6-5. 欧州（EU・英国）——FTA の相次ぐ成立

2026年1月27日、インドと EU は約 20 年に及ぶ交渉を経て自由貿易協定（FTA）に署名した。物品・サービス・デジタル貿易・投資・サプライチェーンを包括的に対象とする大型協定で、双方の物品・サービス貿易額はすでに年間約 1,800 億ユーロに達する。ただし発効には双方の批准手続が必要であり、一部の分野は継続交渉に委ねられている。英国との包括的経済貿易協定（CETA）は 2025 年 7 月の署名を経て 2026 年 7 月 15 日に発効し、社会保障協定（Double Contribution Convention）も同日発効して、英国に一時派遣されるインド人専門職の二重抛却免除期間が 3 年から 5 年に延長された。EU の対中「デリスキング」政策の下でインドが代替的なサプライチェーン拠点と位置づけられる構図は、日本企業にとっても、欧州市場向けの生産拠点としてインドの相対的な魅力が高まることを意味する。

### 6-6. BRICS ・ロシアとの関係

インドは BRICS（ブラジル・ロシア・インド・中国・南アフリカ等、近年拡大）の創設メンバーであり、2026年1月からは議長国を務め、9月にニューデリーで首脳会議を主催する予定である。ロシアとは伝統的な防衛・エネルギー協力関係を維持しており、2025年12月にはプーチン大統領が訪印して年次首脳会議が再開され、ロシア側は「途切れることのない」燃料供給を表明した。もっとも、2026年2月の米印貿易合意ではロシア産原油の調達縮小が事実上の条件となり、インドの主要製油会社は同年前半に調達を大幅に絞っている。他方でインド政府は完全な輸入停止を公式には認めず、原油調達は国益に基づいて判断すると述べるにとどめている。米露印の三角関係のなかでインドが「戦略的自治（strategic autonomy）」の立場を保とうとしている構図が、ここによく表れている。

### 6-7. クロスカッティングな視点——日本企業が共通して注視すべき論点

以上の各論を横断する形で、日本企業の立場から特に注視すべき論点を整理すると、おおむね次の 4 点に収斂する。

- ・ 米中印の三角関係の流動性：関税・国境問題・クアッドという 3 つの軸が相互に連動しており、いずれかの軸での変化が他の軸に波及するリスクがある。
- ・ 通商枠組みの法的不安定性：米国の対インド関税は、この 1 年で IEEPA・通商法 122 条・同 301 条と根拠法が三度入れ替わった。税率も授權根拠も固定的には扱えない。一方で EU・英国との FTA は署名・発効の段階に入り、インドを起点とする欧州向けサプライチェーンの前提が変わりつつある。
- ・ 中国製部品への依存構造：中印関係の改善が、ASEAN 同様、日本企業の目指す「中国からの完全な切り離し」を難しくする側面がある。
- ・ 制度改革のスピード：仲裁・調停・破産処理の各制度改革が急速に進んでおり、契約条項の見直しを定期的に行う必要がある。

#### 6-8. 小括——インドを取り巻く環境と紛争解決制度のゆくえ

インドの紛争解決制度は、前近代の慣習的解決文化、植民地期の法典化という「ねじれ」、独立後の規制国家期からの転換、そして 1991 年の自由化ショックを起点とする ADR 大改革という、複層的な歴史を背負っている。同時に、連邦型経済という国家統合と地域クラスターの二重構造、多元的な法文化とそれを支える日常生活の実態、そして米中印の三角関係を軸としつつクアッド・ASEAN・欧州・ロシアにも及ぶ国際的な力学が、現在も制度の発展方向を規定し続けている。日本企業がインドにおける紛争解決手段を検討する際には、第 1 部で示した実務的な選択論とあわせて、こうした歴史的・政治的・文化的・国際関係的な背景を踏まえることが、よりの確な戦略判断につながるはずである。

※ 本稿は 2026 年 8 月時点の情報に基づいています。インドの法制度および国際関係は急速に変化しています。具体的な法律判断・ビジネス判断については、必ず専門家にご相談ください。

【注記】本稿の執筆にあたり、AI (Claude, Anthropic) を草稿作成・校正に活用しています。これは AI の強みを執筆のプロセスに組み入れることで、論考の質を高めることを目指した積極的な選択です。当然ながら、内容・法的分析・文責はすべて著者に帰属します。

#### ◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

#### < 著者紹介 >



齋藤 彰

One Asia Lawyers Group 顧問

弁護士・神戸大学名誉教授・CEDR 認定調停人

大手海運会社で北米・紅海・欧州向けの自動車専用船の運行管理を経験したのち、研究者への転身を決意。神戸大学法学研究科で比較契約法・国際取引法・国際 ADR 等の教育研究に従事し、学生の国際模擬仲裁大会参加等を促進することにより、法律学のグローバル化に努めてきた。また法科大学院生の海外インターンシップ制度や英語による LL.M.プログラムの創設を主導した。その間に、ICC 仲裁及び調停の実務にも従事し、英国を代表する ADR 機関である CEDR の調停スキルトレーニング (CEDR MST) の日本での初の実施に尽力した。2018 年から One Asia Lawyers の顧問に就任し、実務・教育・研究の架橋に勤めてきた。ビジネスと人権及び海外腐敗慣行防止に向けた規律枠組みの最新動向の調査研究にも取り組んでいる。

[akira.saito@oneasia.legal](mailto:akira.saito@oneasia.legal)



吉田 重規

One Asia Lawyers インドプラクティスチーム代表弁護士（日本法）

2018 年 One Asia Lawyers 加入、2025 年南アジアプラクティスチーム所属、2026 年からインドプラクティスチーム代表。

インドパートナー法律事務所と連携し、クロスボーダー M&A やジョイントベンチャーなどの日系企業進出のほか、インド企業法務全般に関するサポートを行っている。

One Asia Lawyers 加入前は約 6 年間企業内弁護士として企業法務全般に従事し、同所加入後はカンボジアを中心に東南アジアにおける日系企業への幅広い分野の法務案件を扱ってきた。

[shigeki.yoshida@oneasia.legal](mailto:shigeki.yoshida@oneasia.legal)